1

六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等 に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第

づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指

「法」という。)第二十一条の五の二十第四項の規定に基 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下 日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発 行 **東京都** 

目

次

告

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指 ○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃 定………………………(同)… 止..... (福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…

告

●東京都告示第九十三号

○特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧……… …………………(港湾局離島港湾部管理課)…

pu

示

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……… ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

JU

**令和三年二月四日** 

東京都知事 小 池 百 · 合 子

### 指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人地域医療共生構想振興会	児童発達支援キャンディー	墨田区緑四丁目22-8-202	令和2年11月30日
株式会社カスケード東京	らいおんハート遊びリテーション児童デイ北砂	江東区北砂五丁目20番7号棟101号室	同日
特定非営利活動法人めぐみの	児童発達支援・放課後等デイサービスもなか	葛飾区新宿2-12-25	同日

### サービスの種類 放課後等デイサービス

### 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社カスケード東京	らいおんハート遊びリテーション児童デイ北砂	江東区北砂五丁目20番7号棟101号室	令和2年11月30日
特定非営利活動法人めぐみの	児童発達支援・放課後等デイサービスもなか	葛飾区新宿2-12-25	同日

令和三年二月四日

東京都知事 小 池 百

合 子

# ●東京都告示第九十四号

法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。 以 下

五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児

入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第 |百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示す

定障害児通所支援事業者を指定したので、

法第二十一条の

## 指定障害児通所支援事業者

## サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センター)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人常盤会	高砂発達支援センター	葛飾区高砂3-26-9	令和2年10月1日
社会福祉法人常盤会	くにたち発達支援センター	国立市北3-7-15	同日

### サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社グロウ	コペルプラス 大島教室	江東区大島8-32-7 学協ビル2階	令和2年10月1日
一般社団法人Ohana HOUSE	ミリミリ大田	大田区大森西3-26-3 シュメール稲美1階	令和2年11月1日
社会福祉法人関西中央福祉会	ココロネ板橋	板橋区向原3-7-9	同日
学校法人東京青葉学院	スパーク稲城オレンジ	稲城市東長沼2113-9	令和2年12月1日
一般社団法人医療介護ケア協会	らいおんハート遊びリテーション児童デイ北砂	江東区北砂5-20-7-101	同日

### サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社MGコーポレーション	まぁるチャレンジ	板橋区蓮根2-19-28 メトロード蓮根	令和2年10月1日
株式会社悠湯館	児童デイサービス悠湯館 上板橋	板橋区桜川3-21-11 第2宝田ビル1階	同日
一般社団法人彩光会	放課後等デイサービス かがやき	昭島市中神町1176-19 ソルビオス102	同日
一般社団法人Ohana HOUSE	ミリミリ大田	大田区大森西3-26-3 シュメール稲美1階	令和2年11月1日
一般社団法人医療介護ケア協会	らいおんハート遊びリテーション児童デイ北砂	江東区北砂5-20-7-101	令和2年12月1日
港区	港区立障害保健福祉センター放課後等デイサービス	港区芝1-8-23	同日
株式会社GEA	Gripキッズ 両国緑校	墨田区緑1-12-13 朝鳥ビル1階	同日
ou2株式会社	D-LINE ぷらす	足立区足立4-22-10	同日
特定非営利活動法人東京自立支援センター	スマイルともにー2	国立市泉5-20-5	同日

## サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人常盤会	高砂発達支援センター	<b>莴飾区高砂3-26-9</b>	令和2年10月1日
社会福祉法人常盤会	くにたち発達支援センター	国立市北3-7-15	同日

変更日

届出日

六

変更後の開店時刻

一十四時間営業ほか

# 公

告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 以下

とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう その届出及び添付書類を縦覧に供する。

あっては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所(団体に 局商工部地域産業振興課 添えて、令和三年二月四日から四月以内に東京都産業労働 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和三年二月四日

に到着するよう提出してください。

東京都知事 小 池

百 合子

銀座ナイン

店舗名

店舗所在地 設置者名 中央区銀座八丁目五番地先ほか 東京高速道路株式会社

三

四 Ŧī. 変更前の開店時刻 及び閉店時刻 設置者住所 中央区銀座一丁目三番先 一十四時間営業ほか

及び閉店時刻

**令和三年二月二十四日** 

**令和三年一月十八日** 

九

縦覧期間

+

号

第十号)に定める休日を除く

+ 縦覧時間

縦覧場所

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業

四

意見書の提出先

関する条例(平成元年東京都条例 日まで。ただし、東京都の休日に 令和三年二月四日から同年六月四

階北側

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都港湾局離島港湾部計画課

東京都庁第二本庁舎九

午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧につ

いて

する。 七条第十一項において準用する同条第四項の規定により、 特定漁港漁場整備事業計画変更の案を次のとおり縦覧に供 漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号)第十

意見書を提出することができる。 ある者は、縦覧期間満了の日までに、 なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更の案に意見が 東京都知事に対して

令和三年二月四日

東京都知事 小 池 百 合 子

縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画変更案 (神湊 (東京) 地

区

縦覧期間

令和三年二月四日から二十日間

三 縦覧場所

東京都八丈支庁港湾課

八丈町大賀郷二千四百六十六番地二

|電話 ○三(五三二一) | 一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都 郵便番号 価

発 行

東

本号 箇月

定 六、六〇〇円

(郵送料を含む。) | 印 | 電話 ○三(三八一二)五二○一(代)ハ 六、六○○円 | 刷 | 東京都文京区白山一丁目十三番七号ハ 六、六○○円 | 所 | 勝 | 美 | 臼 | 吊 | 材 | 云 | 会 | 社 美 印 刷 株 式 会

|東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 ミックス 艇

社